第１号様式（第８条関係）

東神楽町有料広告掲載申込書

令和　　年　　月　　日

東神楽町長　様

住所（所在地）

氏名（名称）

申込者　電話番号

FAX番号

担当者氏名

　広報「東神楽」有料広告掲載取扱要綱及び有料広告掲載仕様書を遵守の上、次のとおり申込みます。

　なお、申込みに当たり、東神楽町の町税等の納入状況を確認することについて同意します。（町税等の納税証明書や領収書の写しがある場合は、それを添付します）

記

１　掲載希望月　　　　令和　　年　　月号～令和　　年　　月号

２　掲載希望回数　　　　　　　　回

３　掲載広告規格　　　　□　10.2㎝×8.7㎝（下１段）

４　掲載広告内容　　　　（広告原稿を添付または記入すること）

（裏面に留意事項記載）

《申込上の留意事項》

１　掲載広告の内容は、「東神楽」の公共性を損なうおそれのないものとします。

２　次の各号に該当する広告は、掲載できません。

　(1) 「東神楽」の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの

(2)　風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に掲げる営業に該当するもの

(3)　政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの

(4)　公の秩序又は善良な風俗に反するもの

(5)　前号に掲げるもののほか「東神楽」に掲載することが好ましくないと町長が判断するもの

３　広告掲載料は、掲載１回につき次のとおりとします。

　　　下１段相当（縦10.2㎝×横8.7㎝）　　　　9,000円

４　掲載回数は、原則年６回以内とする。ただし、町長が認める場合はこの限りではありません。

５　広告掲載の申込みのできる者は、町内に住所を有する事務所、事業所及び個人、団体等とします。ただし、広告として掲載することが妥当であると町長が特に認めた場合はこの限りではありません。

６　広報掲載は、受付順としますが、掲載回数及び掲載月号は、広告主数などにより変更になる場合があります。

７　掲載する広告の原稿は、広告主が作成してください。また、掲載する広告の割付等については、町が行います。

８　広告は、毎月第４木曜日（第４木曜日が祝祭日のときは、その前日）に発行する「東神楽」に掲載されます。発行月の前月25日までに申込書をお持ちの上、まちづくり推進課までお申込みください。

９　広告の原稿は、希望する大きさの枠の中にあらかじめレイアウトをして提出されるようお願いします。ただし、指定文字（ロゴマーク）や写真・イラストなどを入れる場合は、原本を提出してください。

10　広告掲載料は、町長が指定する期日までに、町が発行する納入通知書により、一括納入してください。

●詳しいことは、まちづくり推進課広報広聴担当までお問い合わせください。

・TEL 83－2113　・FAX 83－4180

・E-メール koho@town.higashikagura.hokkaido.jp